

入院時の食事代の標準負担額(自己負担額のお知らせ)

一般被保険者 (指定難病患者)		1食 490円 (1食 280円)
住民税非課税世帯Ⅱ	過去1年間の入院期間が 90日以内の場合	1食 230円
	過去1年間の入院期間が 90日を超える場合	1食 180円
住民税非課税世帯Ⅰ		1食 110円

令和6年6月1日現在

* 住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」(申請により交付)が必要になります。

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時(朝食:午前8時、昼食:午後0時、夕食:午後6時以降)、適温で提供しています。

伊賀市立上野総合市民病院

入院時の生活療養の標準負担額(自己負担額のお知らせ)

	食事療養	環境療養
一般被保険者 (指定難病患者)	1食 490円 (1食 280円)	1日 370円 (1日 0円)
住民税非課税世帯Ⅱ (指定難病患者・90日超)	1食 230円 (1食 180円)	1日 370円 (1日 0円)
住民税非課税世帯Ⅰ (指定難病患者)	1食 140円 (1食 110円)	1日 370円 (1日 0円)

令和6年6月1日現在

* 住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」(申請により交付)が必要になります。

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時(朝食:午前8時、昼食:午後0時、夕食:午後6時以降)、適温で提供しています。

伊賀市立上野総合市民病院